

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

		被 相 続 人							
この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。									
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。									
氏名									
（注） 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。									
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等									
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積						
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{5}{3}$ ）の価額						
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）						
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）						
	☐	① 〔 〕	⑤ ㎡						
		②	⑥ 円						
		③ ㎡	⑦ 円						
		④ 円	⑧ 円						
	☐	① 〔 〕	⑤ ㎡						
		②	⑥ 円						
		③ ㎡	⑦ 円						
		④ 円	⑧ 円						
☐	① 〔 〕	⑤ ㎡							
	②	⑥ 円							
	③ ㎡	⑦ 円							
	④ 円	⑧ 円							
（注）1 ①欄の〔 〕は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（②、③又は④）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を作成します。 4 ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。									
○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。									
小規模宅地等の区分		被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等					
小規模宅地等の種類		① 特定居住用宅地等		② 特定事業用宅地等		③ 特定同族会社事業用宅地等		④ 貸付事業用宅地等	
⑨ 減 額 割 合		$\frac{80}{100}$		$\frac{80}{100}$		$\frac{80}{100}$		$\frac{50}{100}$	
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計		㎡		㎡		㎡		㎡	
⑪ 限度面積	小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がない場合	〔①の⑩の面積〕 ㎡ ≤ 330㎡		〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 ㎡ ≤ 400㎡					
	小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がある場合	〔①の⑩の面積〕 ㎡ × $\frac{200}{330}$		〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 ㎡ × $\frac{200}{400}$		〔④の⑩の面積〕 ㎡ ≤ 200㎡			
（注） 限度面積は、小規模宅地等の種類（「④ 貸付事業用宅地等」）の選択の有無に応じて、⑩欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。									